

経済文教常任委員会記録

令和元年9月13日（金）於 防災会議室

開会 午前10時00分

散会 午前10時23分

○出席委員（6名）

4番 齋藤 豪 委員 7番 石山 敬 委員 9番 千葉 浩規 委員
15番 今泉 昌一 委員 26番 田中 元 委員 28番 下山 文雄 委員

○出席理事者（2名）

農林部長 本宮 裕貴 農村整備課長 八嶋 範行

○出席事務局職員（2名）

次長 補佐 前田 修 書記 工藤 健司

【午前10時00分 開会】

○委員長（今泉昌一委員） これより、経済文教常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、経済文教常任委員会に付託されました案件は議案2件であります。

なお、念のため、質疑方法について申し上げます。

議会運営申し合わせ事項により、質疑方法は一括方式とし、質疑回数は1議案につき3回までとなっておりますので御協力をお願いいたします。

議案第34号 弘前市森林経営管理基金条例案

○委員長（今泉昌一委員） まず、議案第34号弘前市森林経営管理基金条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。農林部長。

○農林部長（本宮裕貴） 議案第34号弘前市森林経営管理基金条例案につきまして御説明申し上げます。

提案理由といたしまして、本年4月に施行された森林経営管理法に基づく森林経営管理事業に必要な基金の設置及び管理に関して、必要な事項を定める条例を制定しようとするものでございます。

森林経営管理法に基づく森林経営管理事業とは、市が森林所有者に対し、今後の経営管理に係る意向調査を行った上で、適切な経営管理が必要な森林について、意欲と能力のある森林経営者に当該森林の経営を委託するとともに、これができない森林の経営を市が行うものです。

本事業により、適切な経営管理が行われていない私有の人工林に対し、間伐・伐採・植栽な

どの適切な経営管理が行われることで、林業の成長産業化や土砂災害防止、温暖化防止など森林の有する公益的機能の維持・増進につながることを期待されます。

また、この森林経営管理事業に必要な財源を確保するため、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されることとなっており、このうち、森林環境譲与税については本年度より譲与が開始されます。

当市においては、所有者の意向や森林整備による災害防止効果などを勘案しながら、市内全域の計画を作成し、事業を進めてまいりたいと考えており、基金を設置し、その収入を積み立て、計画的に事業の財源に充てるものでございます。

なお、条例の施行日は、公布の日にしようとするものでございます。

また、当市が行う森林経営管理事業の内容や対象人工林面積、所有者数、事業の流れ、財源については、お手元の資料2をごらんいただければと思います。

以上が、弘前市森林経営管理基金条例案の内容でございますので、御審議を賜りますよう、よろしくお願いたします。

以上であります。

○委員長（今泉昌一委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○9番（千葉浩規委員） まず、条例に沿って、基本的なことを質疑させていただきます。

まず、第1条の森林経営管理法云々かんぬんときて、財源に充てるため弘前市森林経営管理基金、今回、基金を創設するということなのですけれども、この基金を創設しなければならない理由について、1点です。

二つ目は第2条です。森林環境譲与税についてですけれども、この譲与税は、今回は基金条例を策定しとあるわけだけれども、これは積み立て管理しなければならない法的根拠というか、それについてお答えをお願いしたい。

第3条のその他最も確実かつ有利な方法による保管とか、2項目めに最も確実かつ有利な有価証券にかえることができるというふうな規定があるのだけれども、こうした規定が設けられている理由について、まず三つ答弁をお願いします。

○農村整備課長（八嶋範行） 第1条、設置について、この森林経営管理事業に必要な財源を確保するため、森林環境譲与税が創設されました。森林環境譲与税が本年度より譲与されることになったことから基金を設置して事業の財源に充てて使用していくというものになります。

なお、森林環境譲与税の財源については、先ほど説明したとおり、森林環境税というものが充てられることとなります。ただ、この森林環境税については、令和6年を一応予定しているということになっております。

次に、第2条についてですが、なぜ積み立てるのかということなのですが、森林環境譲与税の使い道、用途については総務省から通知が出て決められております。中身としては、森林の整備に関する施策、それから森林の整備を担うべき人材育成の確保、それと森林が有する公益的機能に関する普及啓発、それと木材の利用促進というような中身の用途にしか使えないというのが決められております。決められた中で計画的に事業を進める上で基金に積み立てし、行うものとなっております。

第3条、有価証券にかえることができる規定のことですが、地方自治法第241条第7項で、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない旨規定されております。通常は指定金融機関に預金をして安全に保管するということになっていくのですけれども、適時適正に、そのときの状態に応じて有効な方法により管理するというものになります。当該基金については、

支払い要素を持っている基金、結局、長期的に積み立てして保管するというのが向かない性質のもので、長期的運用には適さないものであると考えております。

○9番（千葉浩規委員） 今回の譲与税のもとになっているのが森林環境税ということなのですが、この森林環境税について、その徴収方法と、この環境税から譲与税に分配されるのだけでも、その分配方法はどうなっているのか答弁をお願いします。

○農村整備課長（八嶋範行） まず森林環境税の徴収方法について、森林環境税の徴収については、市町村においての個人住民税とあわせて行うこととなります。これを結局、年額1,000円が上乘せされるというような形で徴収される形になります。

それと配分の方法ということなのですが、市町村についての配分、市町村と県の配分があるのですが、全体の9割が市町村のほうの配分になります。全体の1割は県のほうに配分ということになります。その総額の9割になるのですけれども、9割のうち、市町村の割り当てになるものになる算出の根拠ですけれども、対象となる私有林の人工林の面積が10分の5、それと林業従事者の数が10分の2、市町村の人口が10分の3と、これ全部足すと10分の10になるので、それに応じた計算、足したものが配分の額となります。

今年度の譲与税額については、とりあえず総額が200億円という総額ありきの配分になっていまして、当市においては1360万円ほどの配分と。ただ将来的には、この計算でいけば弘前市の割合でいけば四千五、六百万円くらいになるという見込みになっております。

○9番（千葉浩規委員） 今の答弁を聞くと、今回の森林環境税については、国民1人当たり年間1,000円を住民税に上乘せするということですので、所得に関係なく年間1万2000円を上乘せするということなので、逆進性があるのかなというふうに思うわけです。同時に、配分の仕方についても……あと、法人税が、法人には税金がかからないということで、やはりCO₂を一番出しているのが法人なのですけれども、そこが税金を払わないで国民だけに押しつけるというのはいかがなものかなというふうに思うところもあるわけです。あと、配分の方法なのですけれども、今聞くと森林従業者のところ配分が10分の2で、人口が10分の3ということなので、人口が多いほうが配分される割合が大きくなるということなので、これもまた東京みたいに森林が余らないところに人口で割られると、ちょっとこの配分方法では、例えばこういう地方では不利なのかなというふうに思うところがあります。

それで、もう既にさきの答弁ですと年間4000万円から4500万円くらい配分されるということなのですけれども、そういった場合、この森林の整備とか促進とかをこのまま進めていくのにこれで十分な予算なのか。また、それとは別に必要な予算を確保することになるのか、必要な予算はこれで確保できるのか、その辺の答弁をお願いします。

○農村整備課長（八嶋範行） この配分で予算が確保できるのかということなのですが、今手始めに、取っかかりで対象になる方々に意向調査をします。その中で、対象に乗っかってくる人に対しての森林経営管理制度を実施していくことになるのですが、どれくらいの委託になるとか、やってみなければわからない状況があります。ただ、やってみなければわからないというだけではなくて、それを進めていく上で、もし配分になる額とこれからやっていくものについて、事業費的に足りないのであれば、県・国のほうにその要望はきちんと上げていって対応していきたいと思っております。

○28番（下山文雄委員） まず、二つほどお聞きしたいと思います。

このやれない人、業者に委託してやってもらうと。弘前でこれを受け入れ可能というか、受けられる業者があるのかどうかと同時に、何業者くらいあるのかというのを一つ。それから、

本議会にも補正で意向調査の、何百八十万円ですか、その程度が盛られていますけれども、これはいわゆる市の農政課でその調査を行うのかどうか、あるいはどこかに委託してやるのかどうか。その辺の2点をお聞きしたいと思います。

○農村整備課長（八嶋範行） まず、やれない人が市に委託して、それが市のほうに業者がどれくらいあるのかということなのですが、優良な森林に対して市のほうで再委託という形になっていくのですけれども、その業者については県のほうで指定をします。市のほうで指定とかではなくて、このやり方としてもう県のほうで優良な業者を指定することになります。現在、2者が指定されております。一応業者の数としては2者になっております。今後また、県のほうに業者のほうから申請があって、優良なところは随時追加されていく可能性があるかと。現在わかっているのが2者になっております。

それと、今回補正にも上げている中で、意向調査のことなのですけれども、この意向調査に関しては、現在、農村整備課のほうで、直営でアンケートの聞き取りをします。その後に面談とか現地の調査とかという形になっていきますので、不明な方とかいろいろ出てくるのですけれども、補正予算の中できちんと対応していきたいということにしております。

○28番（下山文雄委員） 県で業者を指定すると今お聞きしたわけですが、恐らく弘前市以外の業者が想定されているわけでしょう。そのくらいは答えてもいいでしょう。市の業者なのか、市外の業者が選定されているのですか。

○農村整備課長（八嶋範行） 市の業者が1者、市以外がもう1者あります。

○28番（下山文雄委員） 市の業者が1者指名されているようですので、本事業についてはできる限り市の業者にやってもらうように最善の努力をお願いしたいと思います。

○26番（田中 元委員） 参考までにちょっとお聞きしたいと思います。もし手元に資料がなければ後ほどでもいいです。

この対象を見れば、筆数と面積は多分違う、一緒でないと思いますけれども、旧岩木町が最も恩恵の少ないというのが、というのは何ということない、岩木山があるからです。よって参考にお聞きしたいのですけれども、これに対して岩木山周辺の国有林の面積、今、資料はないでしょうか。なければ後ほどでもお知らせください。

○農村整備課長（八嶋範行） 申しわけありません。今、手元に……（「後ほどでもいいです」と呼ぶ者あり）わかりました。

○委員長（今泉昌一委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第47号 物損事故に係る損害賠償の額の決定について

○委員長（今泉昌一委員） 最後に、議案第47号物損事故に係る損害賠償の額の決定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。農林部長。

○農林部長（本宮裕貴） 議案第47号物損事故に係る損害賠償の額の決定について御説明申し上げます。

提案理由といたしまして、[REDACTED]において、市が所有する農業用水路敷に自生していた雑木が強風により倒れ、隣接する[REDACTED]氏の倉庫に損害を与えた物損事故に係る損害賠償の額を決定しようとするものです。

なお、相手方の損害賠償の決定については、本件に係る損害賠償額が50万円以上であることから、地方自治法第180条第1項に基づき、専決処分事項の指定についてにより委任されている額を超えているため、議会の議決を要するものです。

損害賠償の額は、87万7176円で、これは相手方からの見積書をもとに算定しております。

なお、相手方への賠償につきましては、全額を全国市長会市民総合賠償補償保険から支払い予定となっております。

お手元の資料1をごらん願います。

資料1は、事故の発生場所の位置図であります。事故の発生場所は、市道坂本線付近にあります、[REDACTED]の倉庫です。

お手元の資料2をごらん願います。

資料2は、倉庫が損傷を受けた写真でございます。

以上が、物損事故に係る損害賠償の額の決定についての内容でございますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（今泉昌一委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○9番（千葉浩規委員） 今回倒木したこの農業用水路敷なのですけれども、その箇所の管理状況というか、そういうものはどうなっていたのかなというのと、あと、全体的に、ここだけでなく農業用水路となれば、市内にかなり張りめぐらされていると思うのですが、その全体的な管理の状況はどうなっているのか答弁をお願いします。

○農村整備課長（八嶋範行） この今の水路の管理状況と市内の水路の管理状況ということなのですが、まず最初に、ここの水路の管理状況なのですが、山岸堰という水路になります。使用している方は約10名くらいで、水路の維持管理の中身的には、泥上げ、草刈り等は実施しております。ただ、今この水路の管理についても農村整備課のほうで、農林部で行っている多面的機能支払交付金の事業を支援しているものがあるのです。この支援の中で農地及び農業用施設の維持管理というのができますので、それを利用して水路の泥上げ、草刈りのほうは実施しておりました。ただ、この雑木については、ちょっと危なくないという、ちょっとその辺は手をかけないであったというものがありません。

市内一円の水路の敷地の維持管理についてですが、市内全ての水路に対して立ち木とか、そういうものに対して市のほうで把握できているかというのは、ちょっと箇所数が多くてそれは困難な状況にあります。ただ、管理している方々、水利組合等から話、要請等があった場合は

こちらのほうで出向き、調査、そういうのは対応しております。

○9番（千葉浩規委員） 役所だけでやっぱり掌握するのは難しいかと思しますので、積極的にその情報を寄せてもらうというふうな取り組みはやっていくべきだと思います。

○委員長（今泉昌一委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時23分 散会】